

2025年5月28日

各位

会社名 株式会社メタプラネット  
代表者名 代表取締役社長サイモン・ゲロヴィッチ  
(スタンダード市場 コード: 3350)  
問合せ先 IR部長 中川 美貴  
電話番号 03-6772-3696

### 第16回普通社債の発行に関するお知らせ

当社は、2025年5月28日開催の取締役会決議により、第16回普通社債（以下「本社債」といいます。）をEVO FUND（以下「社債権者」といいます。）に対して発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、調達した資金はビットコインの購入に充当する予定です。

#### 記

##### 1. 本社債の内容

1. 社債の名称	株式会社メタプラネット第16回普通社債
2. 社債の総額	金 50,000,000 米ドル
3. 各社債の金額	金 1,250,000 米ドル
4. 利率	本社債には利息を付さない。
5. 償還金額	各本社債の金額 1 米ドルにつき金 1 米ドル
6. 払込期日	2025年5月28日
7. 償還期日	2025年11月27日（予定）
8. 償還方法	本社債は、上記第7号に記載の償還期日に、その総額を上記第5号に記載の償還金額で償還する。但し、社債権者は、繰上償還を希望する日（以下「繰上償還日」という。）の5営業日前又は当社と社債権者が別途合意する日までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 1 米ドルにつき金 1 米ドルで繰上償還することを請求することができる。また、当社が、今後、社債権者を割当先とする資金調達を別途実施する場合は、当該資金調達に伴い社債権者から当社に払い込まれた金銭の額の本社債の発行日以降の累計額（以前に当社が本8号に基づき繰上償還した本社債の合計額相当額を除く。）の米ドル相当額が本社債の金額（1,250,000 米ドル）の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の本社債を、当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の翌取引日（当日を含む。）又は当社と社債権者が別途合意する日を繰上償還日として、当該時点において

	未償還の本社債の全部又は一部につき、各社債の金額 1 米ドルにつき金 1 米ドルで繰上償還する。
9. 保証の内容	該当事項なし。
10. 担保の内容	該当事項なし。
11. 募集の方法	EVO FUND に全額を割り当てる。
12. 社債管理者	本社債は、会社法第 702 条但書及び会社法施行規則第 169 条の要件を満たすものであり、社債管理者は設置しない。
13. 元利金支払事務取扱場所（元利金支払場所）	株式会社メタプラネット 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
14. 振替機関	該当事項なし。

## 2. 今後の見通し

本件による当社の 2025 年 12 月期の連結業績に与える影響は軽微であると予想しております。今後、当社の連結業績等に影響があると判明した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上